

必ずお読みください

8月～10月報告期日対象事業者のみなさまへ

平成21年度版システム導入の遅延に伴う報告方法の変更について

広島県介護サービス情報公表センター
社会福祉法人広島県社会福祉協議会
(公益事業部管理課)

平成21年度版システムの導入について、現在、国において情報公表制度の追加サービスに係るシステム開発が行われておりますが、例年以上の時間を要しています。システムの導入は9月下旬を予定しており、それまでは平成21年度の報告を「報告システム」を利用して提出することができません。

そのため、8月～10月報告期日の事業者様の報告については、報告システム上ではなく、書面上(手書き調査票)でのやりとりとなり、昨年度とは報告の手順・方法が異なりますので、ご注意ください。

事業者のみなさまには大変ご不便をおかけしますが、ご協力くださるようお願いいたします。

【平成21年度の報告の手順・方法】 次のいずれかとなります

1. 平成20年度に公表を実施している事業者の場合

- (1) 公表センターから、平成20年度の公表データが入った基本情報調査票及び平成21年度に新たに追加となった基本情報項目の別紙記入票、平成21年度の調査情報調査票(手書き用)をお送りします。(報告期日の1か月前)
- (2) 基本情報については、従業員の人数等修正するか所を朱書きで記入し、期日までに、その他の調査票とあわせて公表センターにお送りください。

2. 平成20年度に公表を実施していない事業者の場合(追加対象サービス事業者等)

- (1) 公表センターから、平成21年度の基本情報調査票・調査情報調査票(手書き用)及びエクセル版の調査票が入ったCD-Rをお送りします。(報告期日の1か月前)
- (2) 手書き用調査票に記入またはエクセル版調査票に入力のどちらかを選択し、期日までに、公表センターにお送りください。

問合せ先

広島県介護サービス情報公表センター

(社福)広島県社会福祉協議会 公益事業部管理課

TEL(082)254-3481 FAX(082)254-3080

E-mail: koueki@hiroshima-fukushi.net